

介護職員の処遇改善について

令和7年8月

茨城県長寿福祉課介護保険指導・監査G

介護職員の処遇改善に向けたこれまでの取組について

年月	項目	内容
H21.10～	介護職員処遇改善交付金の創設	・ 介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、H23年度末まで、介護職員1人当たり月額平均1万5千円を交付
H24.4～	介護職員処遇改善加算の創設	・ 介護報酬とは別に財源を確保していた介護職員処遇改善交付金を、介護職員処遇改善加算として介護報酬に組み込み
H27.4～	介護職員処遇改善加算の拡充	・ 現行の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組等を進める事業所を対象に、介護職員1人当たり月額平均1万2千円の上乗せ
H29.4～	介護職員処遇改善加算の拡充	・ 新たに経験・資格等に応じて昇給する仕組みを設けた事業所を対象に、介護職員1人当たり月額平均1万円の上乗せ
R元.10～	特定処遇改善加算の創設	・ 経験・技能のある介護福祉士等に月額8万円程度の改善 ・ 介護職員以外の職員も支給対象
R3.4～	算定要件等の見直し	・ 特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化
R4.4～	処遇改善支援補助金の創設	・ 介護職員1人当たり3%程度（月額9,000円相当）の賃金の引上げ ・ 介護職員以外の職員も支給対象
R4.10～	ベースアップ等支援加算の創設	・ 処遇改善支援補助金の枠組みを、加算として介護報酬に組み込み
R6.2～	処遇改善支援補助金の創設	・ 介護職員1人当たり2%程度（月額6,000円相当）の賃金の引上げ ・ 介護職員以外の職員も支給対象
R6.6～	介護職員等処遇改善加算の一本化	・ 従来処遇改善3加算を一本化し、加算率を引上げ ・ 職種間配分ルールを緩和し、事業所内での柔軟な配分が可能に



介護職員の処遇改善を目的として、処遇改善加算の介護報酬への組み込みや補助金・新加算の創設など、数次にわたって取組が行われてきた

3.（1）① 介護職員の処遇改善②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
- ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率（※）	新加算（介護職員等処遇改善加算）	新加算（Ⅰ～Ⅳ）	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【24.5%】	Ⅰ	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】	Ⅱ	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 - 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 - 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】	Ⅲ	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】	Ⅳ	新加算（Ⅳ）の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分 - 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 - 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

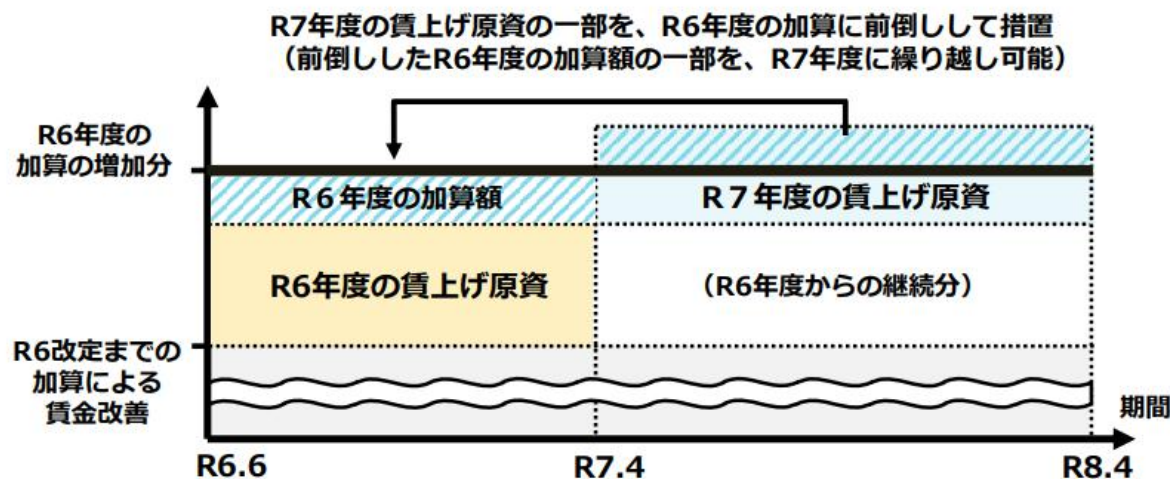
新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）

令和6・7年度の処遇改善加算の配分方法

- 介護現場で働く方々の賃上げへとつながるよう、事業所の過去の賃上げ実績をベースとしつつ、今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしている。
- こうした中で、今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒しして、賃上げいただくことも可能である。
 - ※ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、令和8年度予算編成過程で検討する。
 - ※ 前倒しした令和6年度の加算額の一部を、令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることも可。

(具体的な取扱い)

- ・ 新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていけばよいこととする。
- ・ 令和6年度の加算額のうち、令和7年度に繰り越した部分については、その金額を令和6年度の計画書・実績報告書に記載した上で、令和7年度の計画書・実績報告書で、職員の賃金改善に充てることの計画・報告の提出を求めることとする。



賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



(参考) 全サービスにおける加算率

表1-1 サービス類型別加算率

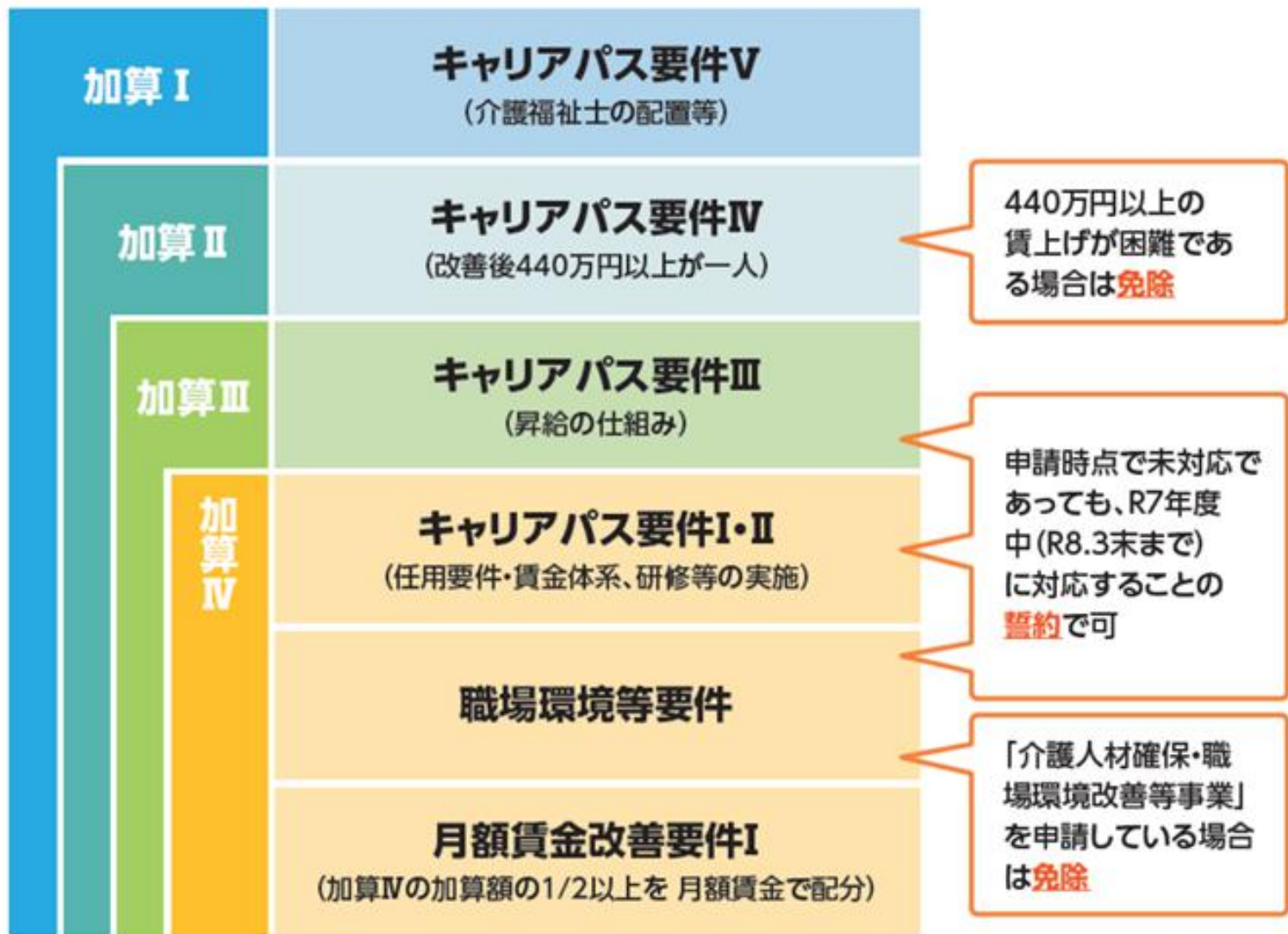
サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
夜間対応型訪問介護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
(介護予防) 訪問入浴介護	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
(介護予防) 通所リハビリテーション	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
地域密着型介護老人福祉施設	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
(介護予防) 短期入所生活介護	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等 (老健以外))	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%
介護医療院	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%
(介護予防) 短期入所療養介護 (医療院)	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

処遇改善加算の単位数：

- ▶ サービス別の基本サービス費に各種加算減算（処遇改善加算を除く。）を加えた1月当たりの総単位数に、表1-1に掲げるサービス類型別の加算率を乗じた単位数
- ▶ 事業者は、処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金の改善を実施しなければならない

処遇改善加算の取得要件について（令和7年度）





新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月額賃金の改善に充てること

注意点

- ・加算Ⅰ～Ⅲを算定する事業所においては、「仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1」以上を基本給等の改善にあてることで要件を満たす。
（「事業所が算定する処遇改善加算額の2分の1」ではない）
- ・既に当該要件を満たしている事業所においては、新規の取組を行う必要はない。
- ・令和6年度まで、処遇改善加算を原資とした賃金改善の多くを一時金で行っていた場合は、一時金の一部を基本給・毎月の手当に付け替える対応が必要になる場合がある。（賃金総額は一定のままで可）



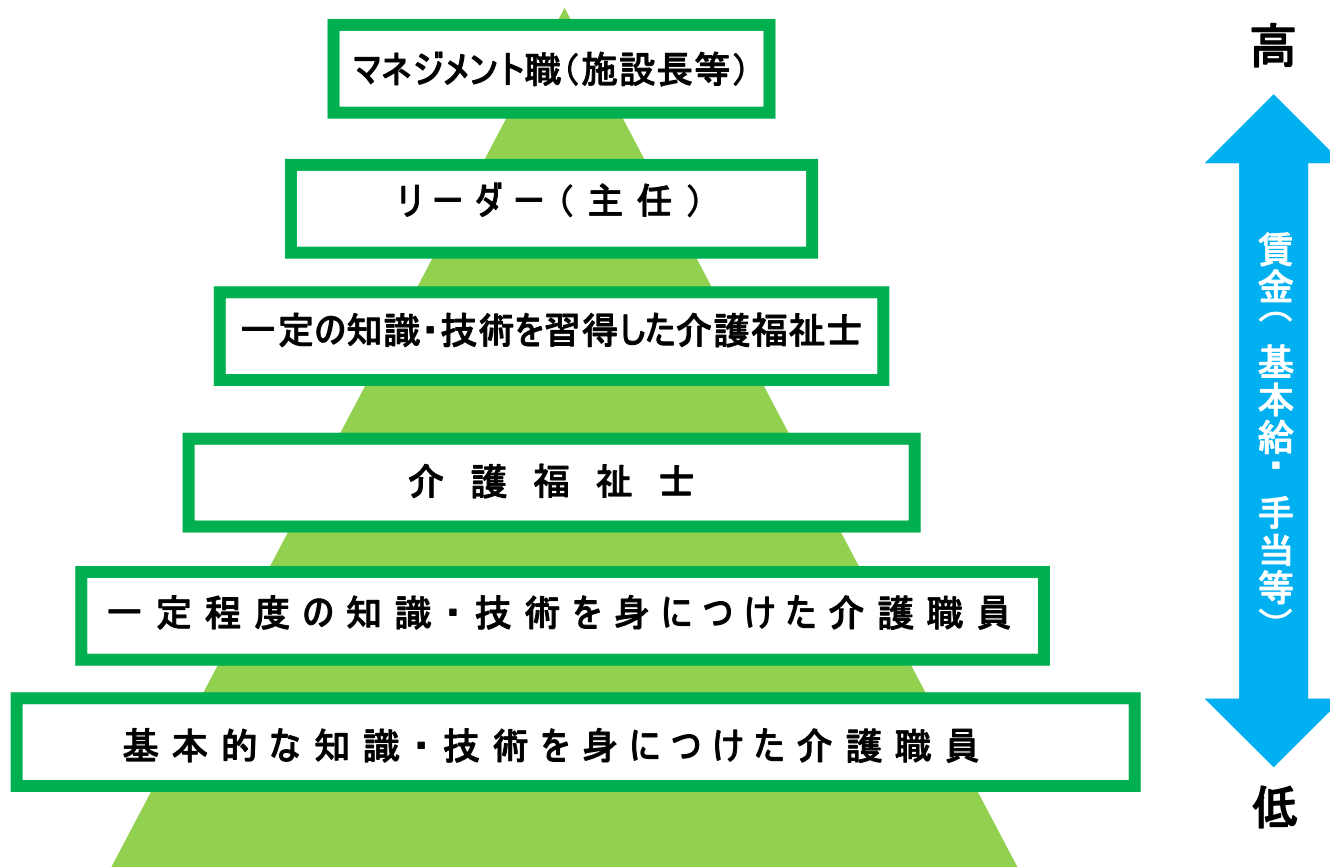
前年度と比較して、旧介護職員等ベースアップ等支援加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善を行うこと。

注意点

- ・本要件の対象となるのは、次の①～③をすべて満たす事業所。
 - ①令和6年5月31日時点で旧処遇改善加算を算定していた
 - ②令和6年5月31日時点で旧ベースアップ等支援加算を算定していなかった
 - ③令和7年度に初めて加算Ⅰ～Ⅳを算定する
- ・令和6年5月以前に旧処遇改善加算を算定していなかった事業所が、令和7年度に初めて加算Ⅰ～Ⅳを算定する場合には、本要件の適用を受けない。
- ・令和6年6月以降に開設された事業所が、令和7年度に初めて加算Ⅰ～Ⅳを算定する場合も、本要件の適用を受けない。



介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備すること



介護人材のキャリアパスの全体像(イメージ)

▶ 根拠規定を書面で整備の上、全ての介護職員に周知が必要



介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保すること

①
研修・能力評価
の実施

資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

②
資格取得の
ための支援

資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び①又は②に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。

▶ **根拠規定を書面で整備の上、全ての介護職員に周知が必要**



経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は
一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること
※昇給の方法は、基本給、手当、賞与等を問わない。

経験

「勤続年数」「経験年数」などを想定

職位	勤続年数	月給例
施設長	15年以上	40万円
主任	8年以上	35万円
一般職員	5年未満	27万円

資格

「介護福祉士」「実務者研修修了者」などを想定
※昇給が図られる仕組みであることを要する。

職位	資格	月給例
施設長	事業者が指定する資格	40万円
主任	介護福祉士	35万円
一般職員	資格なし	27万円

評価

「実技試験」「人事評価」などを想定
※評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

職位	人事評価	月給例
施設長	S 以上	40万円
主任	A 以上	35万円
一般職員	A 以上	27万円

▶ 根拠規定を書面で整備の上、全ての介護職員に周知が必要



経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること

注意点

- ・以下の場合など、当該賃金改善が困難である合理的な説明がある場合は、この限りではない。
 - ▶ 小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合
 - ▶ 職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難な場合
 - ▶ 年額440万円の賃金改善を行うにあたり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合
- ・令和7年度は、処遇改善加算計画書に上記の理由を記載することで、本要件を免除

 サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること
→介護福祉士等の配置を担保する加算（下記参照）を算定していること

サービス区分	加算
訪問介護	・特定事業所加算Ⅰ ・特定事業所加算Ⅱ
夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護老人保健施設、介護医療院	・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・サービス提供体制強化加算Ⅱ
地域密着型通所介護	・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・サービス提供体制強化加算Ⅱ ・サービス提供体制強化加算Ⅲイ又はロ
（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・サービス提供体制強化加算Ⅱ ・入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設	・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・サービス提供体制強化加算Ⅱ ・日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ
（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護	・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・サービス提供体制強化加算Ⅱ ・併設本体施設において新加算Ⅰの届出あり



別表に掲げる取組について、6の区分ごとにそれぞれ2つ以上取り組むこと。
また、実施した取組の内容について、情報公表システム等で具体的に公表すること。
※加算Ⅲ・Ⅳを算定する場合は、6の区分ごとにそれぞれ1つ以上取り組むこと。

注意点

- ・職場環境等要件の区分・詳細な内容については、介護保険最新情報Vol.1353中の別紙1「表5」を参照すること。
- ・令和7年度においては、「介護人材確保・職場環境改善等事業」の申請を行った場合は、本要件の適用を猶予する。
なお、本事業の申請は令和7年4月に締め切っているため、以降に処遇改善加算を新規算定する事業所については、必ず本要件の適用を受けることとなる。

介護職員等処遇改善加算 – 職場環境等要件について（参考）

介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）

介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる
 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑦又は⑧は必須）取り組んでいる

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の個人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 ※生産性向上体制推進加算を取得している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする ※小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。下線部は令和6年度までの要件からの主な変更点。

A 加算の新規算定時に必要な作業

1 加算の算定区分・各種要件の確認

→自事業所が要件を満たしていることを確認

2 処遇改善計画書の作成・提出

・様式は県HPからダウンロード可能

→初めて加算を算定する月の前々月の末日までに、
各指定権者あて提出

3 加算届の作成・提出

・様式は県HPからダウンロード可能

→各指定権者あて提出。提出期限は通常に加算と同様。

※「処遇改善計画書」のみ提出しても、加算届を提出
しなければ加算算定できないので注意！

B 加算を算定する全事業所で毎年度必要な作業

1 処遇改善計画書の作成・提出

- ・各事業年度において初めて処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに、各指定権者あて提出
- ・ただし、4月から算定する場合等の提出期限について、異なる取扱いを行う場合は別途連絡します
(参考) R7.4から算定する加算の計画書の提出期日
→「令和7年4月15日まで」に延長

2 実績報告書の作成・提出

- ・各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、各指定権者あて提出

※計画書・実績報告書の様式は年度ごとに異なります。
必ず各年度に対応した様式を用いて作成してください！

介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業について

介護職員等処遇改善加算の新規算定や、より上位の区分算定を目指す事業所を支援するため、加算取得促進支援事業を実施中

- ・ 支援内容：
 - ①社会保険労務士による無料の個別訪問
 - ②取得促進に係るセミナーの開催（年４回程度）
- ・ 対象事業所：茨城県内に所在する、以下のいずれかに該当する事業所
 - ・ 新加算Ⅱ～Ⅴを算定している事業所
 - ・ 新加算未取得の事業所（→いずれかに該当すれば、市町村指定サービス事業所も対象！）
- ・ 問い合わせ先（事業委託先）
 - ：（公財）介護労働安定センター 茨城支部
 - TEL：029-227-1215 FAX：029-227-1216
 - HP：<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/ibaraki/>

▶ ぜひ積極的に活用を！

参考資料 1（厚生労働省HP）

【厚生労働省HP】介護職員の処遇改善（トップ）

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

【厚生労働省HP】介護保険最新情報Vol.1353

「「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ & A（第1版）」について」

（令和7年2月10日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001403286.pdf>

参考資料 2（茨城県HP）

【茨城県HP】介護職員等処遇改善加算について **（トップ）**

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/h24santeitodokede/syoguukaizenkasan-kankeisyorui.html>

【茨城県HP】介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書について

（令和 7 年度処遇改善計画書様式ダウンロード・提出はこちらから）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/h24santeitodokede/syoguukaizen-keikaku.html>

【茨城県HP】介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書について

（令和 6 年度処遇改善実績報告書様式ダウンロード・提出はこちらから）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/h24santeitodokede/syoguukaizen-jisseki.html>

【茨城県HP】介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業について

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/h24santeitodokede/shoguukaizen-shutokusokushin.html>